

StartupUPBOOK

StartupUPBOOK

大学発ベンチャーと一緒に働く



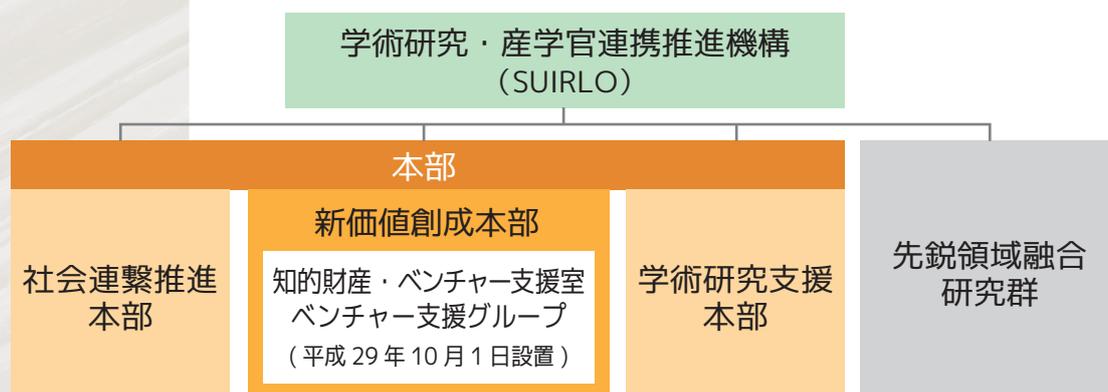
信州大学発の研究成果やアイデアに基づくベンチャー起業・事業化をサポートします

本ガイドは、教職員や学生の皆さんが大学発ベンチャー（特に大学等または大学等の教員が所有する知的財産権を基に起業するベンチャー）を起業する際に検討すべき事項、必要となる手続き、留意する点について、概観を把握いただくことを目的に整理したものです。実際に起業する際には、本ガイドに記載されている項目以外にも様々なことをより具体的かつ詳細に検討、準備する必要がありますので、起業の構想段階から、早めに知的財産・ベンチャー支援室ベンチャー支援グループにご相談ください。

会社設立には多くの手続きが必要であり、本ガイドだけでは十分ではありませんが、この「大学発ベンチャー起業ガイド」が、大学発ベンチャーの起業を計画している教職員や学生の皆さんの一助となれば幸いです。

信州大学における大学発ベンチャー支援体制

信州大学では、平成 29 年 10 月に知的財産・ベンチャー支援室ベンチャー支援グループを立ち上げ、大学の研究成果またはその他の活動成果をもとにした「信州大学発ベンチャー」の創出や成長を支援しています。



相談窓口

信州大学 学術研究・産学官連携推進機構 (SUIRLO)
知的財産・ベンチャー支援室 ベンチャー支援グループ

松本キャンパス 信州地域技術メディカル展開センター 203

TEL : 0263-37-2037 (内線 : 811-2062)

E-mail : venture@shinshu-u.ac.jp



CONTENTS

chapter 1

支援メニュー

学生向け・教職員向け

p 4 - 7

01. ハンズオン支援
02. 大学発技術系ベンチャー実践論
03. 信州大学ベンチャーピッチ
04. 信州大学 POC ファンド
05. 信州大学発ベンチャーの認定
06. シェアオフィス
07. インキュベーション施設
08. 株式・新株予約権の活用
09. 外部機関との連携

chapter 2

兼業・利益相反

教職員向け

p 8 - 9

01. 兼業
02. 利益相反

chapter 3

起業のポイント

学生向け・教職員向け

p 10 - 13

01. 事業計画書とは
02. 知財戦略について
03. 起業のかたち
04. 資金調達について

chapter 4

株式会社設立の手順

学生向け・教職員向け

p 14 - 15

本学教職員や学生の皆さんが大学発ベンチャーを起業する際の9つの支援策をご紹介します。

01 ハンズオン支援

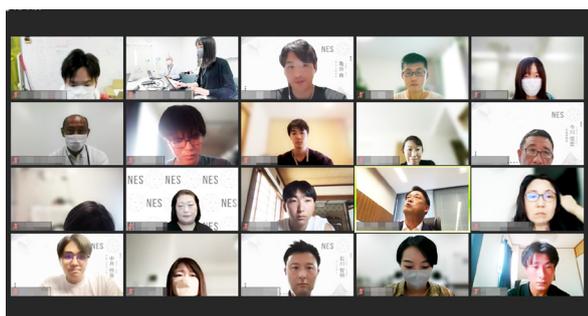
ベンチャー支援グループでは、ベンチャー起業に関心を持つ教職員や学生等に対して、事業計画の作成、学内手続きや会社設立のサポート、金融機関とのマッチング等のハンズオン支援を提供しています。

さらに、信州大学発ベンチャーに対して、インキュベーション施設等の優遇利用、ベンチャーキャピタル・地域金融機関とのマッチング、販路開拓支援等、事業フェーズに応じたハンズオン支援を提供しています。

02 大学発技術系ベンチャー実践論

「自身が研究する技術・専門性」を活用し、実社会での起業や新規事業化につながる実践的な知識・考え方を会得する機会を提供することを目的として、大学院総合理工学研究科（大学院生以外も聴講可能な公開授業）にて、「大学発技術系ベンチャー実践論」を開講しています。

この講座は、三井住友信託銀行株式会社、株式会社レジェンド・パートナーズ、NES 株式会社との起業家教育及び起業支援に関する協定書に基づき実施しており、起業家やベンチャーファンド関係者による授業等を通じて、新規事業の立ち上げに意欲的な大学院生の養成を目指します。



授業の様子

03 信州大学ベンチャーピッチ

本学の研究成果をもとにした大学発ベンチャーの起業を検討している教職員及び学生の起業意欲を高めることを目的として、信州大学ベンチャーピッチを実施しています。

本ピッチイベントの最優秀賞受賞者には、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）が実施する NEDOTCP（NEDO Technology Commercialization Program）への出場権が与えられるとともに、本学広報媒体への掲載、本学ベンチャー支援グループ及び連携支援機関が継続して起業支援を提供します。



最優秀賞授与式の様子

（向理事（研究、産学官・社会連携担当）と工学部 酒井俊郎教授）

04 信州大学 POC ファンド

論文や特許公報等による情報だけでは捉えにくい技術の有効性や事業化のイメージを、試作品を作成すること等により具体化しやすくするとともに、より製品に近いレベルでの評価・検証等を可能とすることにより、企業への技術移転や大学発ベンチャー創出を促進することを目的として、信州大学 POC ファンドを実施しています。

※POC(Proof of Concept)・・・製品・サービスにつながる新たなアイデアや概念の実現可能性を示すために、簡単かつ不完全な実現化を行うこと。本格的な試作の前段階となる概念実証。

05 信州大学発ベンチャーの認定

本学と大学発ベンチャーとの関係性を明確化するとともに、本学における大学発ベンチャーの円滑かつ適正な支援を図ることを目的として、「信州大学発ベンチャー」の認定を行っています。

認定となったベンチャーには、インキュベーション施設の貸与、インキュベーション施設（学内住所）等での商業登記の許可、事業計画のブラッシュアップ、各種支援施策に関する情報提供、金融機関や事業会社とのマッチング等の支援を提供しています。



記念撮影（中村学長とヴェルヌクリスタル株式会社 田中代表）



称号記授与式の様子（株式会社みらくる 小宮山代表と中村学長）

信州大学発ベンチャーの定義

大学の研究成果またはその他の活動成果を事業化することを主たる目的とし、以下のいずれかに該当する法人

1

信州大学に帰属する知的財産権をもとに起業したもの

2

信州大学で達成された研究成果又は習得した技術に基づいて起業したもの

3

信州大学の教職員、信州大学の学生等が発起人又は設立時に取締役相当となるなどして起業したもの（教職員、学生等が退職、卒業等の後に起業した場合については、退職、卒業等から起業までの期間が3年以内のものに限る。）

4

その他学長が特に必要と認めたもの

※国立大学法人信州大学における大学発ベンチャーの認定に関する規定第2条

06 シェアオフィス

起業を目指す学生及び教職員等のために、そのアイデアやビジネスモデルの実現化に向けて所属や専門分野、学年、国籍等を超えて議論し、相互研鑽する場として各キャンパス内に「シェアオフィス」の設置を進めています。

2022年11月に第1号オフィスとして松本キャンパス内に「シェアオフィス Matsumoto」を設置し、2023年には、長野(工学)キャンパス、長野(教育)キャンパス、上田キャンパス、伊那キャンパスにも設置します。会社登記も可能です。

シェアオフィスでは、起業やスタートアップに関する知識・情報の提供、起業の相談、起業家・既存企業・自治体・金融機関・支援機関等とのネットワーク構築、起業後のベンチャー支援、各種セミナー・勉強会の開催等のサービスも提供します。

すでにベンチャー起業済み、起業に興味がある人、これから学びたい人も歓迎します。

また、シェアオフィスを利用する学生を対象に共通教育科目「ベンチャー起業入門」も開講しています。

SHARE OFFICE MATSUMOTO

[施設概要] 床面積：80㎡

- オープンデスク：20席
- 占有デスク：4席
- 会議室(～5人)：1室
- 個別ボックス：2室
- 鍵付きロッカー：16個
- コピー機：1台
- Free Wi-Fi
- 利用時間：平日 8:00～20:00
土曜 9:00～18:00
- 定休日：日曜日、12/29～1/5
- 利用料：学生 500円～
(月額) 教職員等 2,000円～
- お問い合わせ先：
share-matsumoto@shinshu-u.ac.jp



07 インキュベーション施設

信州大学には、産学官連携によるイノベーション創出のためのインキュベーション施設が各キャンパスに設けられています。

上田キャンパスの信州大学オープンベンチャー・イノベーションセンター(OVIC)は、産学官が一つ屋根の下に集い、多様な連携や交流のもとで新たな技術革新(=イノベーション)創出を加速するためのインキュベーション施設です。信州大学の持つ資源を積極的に活用し、本学の教員や学生とも共同した新たなビジネスの創出や事業化を応援します。



上田キャンパス

信州大学オープンベンチャー・イノベーションセンター(OVIC)

MAP インキュベーション施設 & シェアオフィス

長野（工学）キャンパス

- ▶ 信州科学技術総合振興センター (SASTec)
- ▶ 長野市ものづくり支援センター (UFO Nagano)
- ▶ 国際科学イノベーションセンター (AICS)
- ▷ シェアオフィス Nagano T (仮)

長野（教育）キャンパス

- ▶ FabLab Nagano
- ▷ シェアオフィス Nagano E (仮)

松本キャンパス

- ▶ 信州地域技術メディカル展開センター (CSMIT)
- ▷ シェアオフィス Matsumoto

上田キャンパス

- ▶ オープンベンチャー・イノベーションセンター (OVIC)
- ▶ ファイバー・イノベーション・インキュベーター (Fii)
- ▶ 先端植物工場研究教育センター (SU-PLAF)
- ▶ 浅間・リサーチ・エクステンション・センター (AREC)
- ▷ シェアオフィス Ueda (仮)

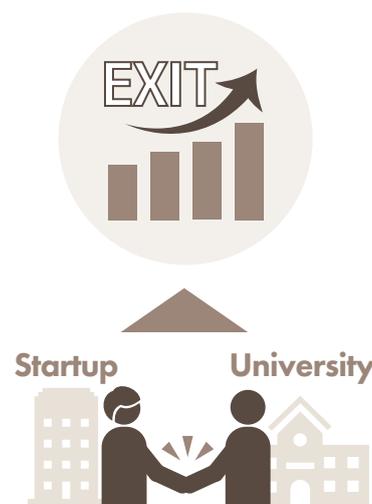
伊那キャンパス

- ▷ シェアオフィス Ina (仮)

08 株式・新株予約権を活用した ライセンス等の対価の支払い

信州大学発ベンチャーを対象に、ライセンス等の対価の一部又は全てを株式・新株予約権により支払うことが可能です。これにより、創業間もない大学発ベンチャーの資金負担軽減を図ります。

また本学が株式・新株予約権を取得することで、当該ベンチャーの対外的な評価を高め、その後の資金調達を円滑に進められる効果も期待されます。本制度により、本学の研究成果の活用・社会実装をより迅速に推進します。



09 外部機関との連携

ベンチャーの起業に関心を持つ教職員や学生、信州大学発ベンチャー等に対して、それぞれのフェーズに応じたハンズオン支援を提供するにあたり、さまざまな外部機関と連携しています。

連携支援 機関

※五十音順

NES 株式会社

KDDI 株式会社

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO)

株式会社信州 TLO

長野県・信州スタートアップステーション (SSS)

三井住友信託銀行株式会社

株式会社レジェンド・パートナーズ

本学教職員の皆さんにご留意いただきたい兼業・利益相反に関する内容です。

01 兼業

兼業

- 大学発ベンチャーの起業に際し、教員自らが発起人、最高技術責任者（CTO）、取締役等に就任されるケースがありますが、その際には事前に学長による兼業の許可を受けることが必要です（※1）。
- 本学の兼業手続きは「国立大学法人信州大学職員兼業規程」により定められており、営利企業の役員兼業は、「技術移転役員兼業」、「研究成果活用役員兼業」、「監査役員兼業」及び「社外取締役兼業」がありますが、ここでは大学発ベンチャーが該当する「研究成果活用役員兼業」について記載します。

研究成果活用役員兼業

- 報酬の有無に関わらず、大学発ベンチャーの発起人、CTO、取締役（社外取締役を除く（※2））、理事、顧問、評議員等に教員が就く場合に該当します。兼業の審査は、各部局の兼業審査の後、全学の兼業審査を行うことから、申請から許可まで最低2か月は必要（※3）となりますので、起業の構想段階から、知的財産・ベンチャー支援室ベンチャー支援グループにご相談ください。

代表取締役の兼業

- 本学の規程上、代表取締役の兼業は禁止されてはいませんが、兼業先の事業に関する責任が重大な場合や、職務の遂行に必要と考えられる時間が長大な職である場合は、認められません。
- 一般的に大学発ベンチャーの経営は、予期せぬ様々なことが発生し、多くの時間が割かれることが想定されます。

※1 CTO、顧問、評議員のうち、企業の経営に参画する実態が皆無であり、かつ、経営上の責任もまったく負担しなくて良いことが、書面又は定款等で明らかに区別される場合には、各部局の許可権者による許可で足りる場合もあります。

※2 社外取締役の場合には「社外取締役兼業」となります。こちらも学長による兼業の許可が必要です。

※3 申請に必要な書類等は「国立大学法人信州大学職員兼業許可等実施細則」を参照してください。



02 利益相反

Conflict of Interest : COI

利益相反

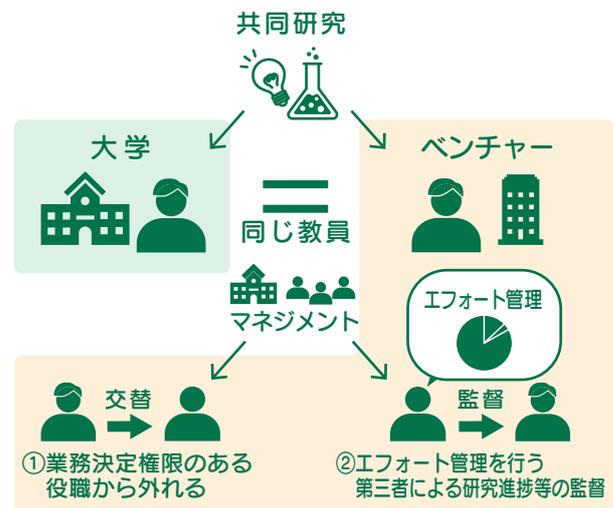
- 利益相反 (COI) とは、産学連携活動において「教育研究に関する本法人及び役職員個人の責任と利益」と「産学連携活動に費やす本法人及び役職員個人の責任と利益」との調和が崩れ、本法人及び役職員としての責任よりも、本法人及び役職員自ら又は第三者の利益を優先させるおそれがある状態をいいます（国立大学法人信州大学産学連携利益相反マネジメント規程第 2 条第 1 項第 1 号）
- 大学発ベンチャーに当てはめると、「大学の教職員（研究者）としての責任と利益」と「ベンチャー企業の関係者としての責任と利益」が相反する状態となります。大学発ベンチャーは大学の研究活動の延長線上にあることが多いため、エフォート、研究資金や知的財産権、物品・人材等の重複や混同が生じ易くなります。教職員が大学発ベンチャーの経営に関与する場合はなおさらです。
- 産学連携活動において利益相反状態が生じることは日常的であり、それ自体は問題ではありません。外部から見たときに、大学の教職員としての責務（教育・研究・社会貢献）を疎かにして、大学発ベンチャーに資する活動に注力していると疑われるようなことがないように、利益相反マネジメントが必要

具体的な利益相反マネジメント事例

- 情報開示：利益相反状態にある大学発ベンチャーとの関係（共同研究や知的財産権のライセンス等）をきちんと開示することで、透明性を確保することができます。

- マネジメント体制の構築：大学の研究と大学発ベンチャーの判断や予算執行を同じ人物が行う場合、容易に一方の利益を誘導することができます。このような個人の意図的な判断を排除できる人員配置、エフォート管理、監査等のマネジメント体制を整備します。
- マネジメントの事例として、例えば、大学と共同研究等を行う場合には、大学発ベンチャーにおいて業務決定権限のある役職から外れる、人材の重複が避けられない場合には、エフォート管理を行う第三者が研究進捗等を監督する等の方法が考えられます。

【マネジメント事例】



利益相反マネジメントにかかる手続き

- 信州大学では、産学連携活動における利益相反を適切にマネジメントし、産学連携活動の一層の推進を図ることを目的とする「国立大学法人信州大学産学連携利益相反マネジメント規程」を設けています。
- 大学発ベンチャーの設立時には、教職員と大学発ベンチャーとの関係性について利益相反自己申告書により大学に届出てもらい（規程第 13 条第 1 項第 1 号）、利益相反状態とマネジメント方法等について大学組織として確認を行っています（規程第 6 条第 3 号）。

chapter 3 起業のポイント

学生向け・教職員向け

起業のステップの中のいくつかのフェーズで注意すべきポイントを紹介します。

起業の基本フロー

STEP

1

事業構想の検討



STEP

2

事業化可能性の
検証



STEP

3

事業計画書の
作成



STEP

4

学内手続き



STEP

5

法人設立手続き



STEP

6

事業開始



01 事業計画書とは 記載する内容・注意点

「事業計画書」は、新たに事業を始める際に必要となる、事業内容や数値計画等の様々な要素をまとめた資料で、投資家から資金調達を行う時等に活用するものです。事業計画は検討を進めていく段階で何度も見直し、ブラッシュアップして完成度を高めていきます。

事業計画書には決まったフォーマットはありませんが、ベンチャーキャピタル（VC）等の投資家に対して説明する際には、会社の目的、課題、解決策、市場規模、競合比較、ビジネスモデル、チーム、資金計画等を記載するのが一般的です。

事業計画書を取りまとめる上で最も重要なポイントは、「誰の」「どのような課題」に取り組み、それを「どうやって解決するか」を検討することです。大学発ベンチャーでは、事業化したい技術や製品サイドからアプローチすることが多く見られますが、顧客や社会に存在する課題を発見する方向からも検討してみましょう。

また、事業計画書は説明する対象によって、求められる内容も変化します。説明しようとしている相手から求められている内容を理解した上で、事業計画を作成することが重要です。

事業計画書
における
最重要
POINT

point

①

誰の？

point

②

どのような課題？

point

③

どうやって
解決するか？

02 知財戦略について

競争力の強化、侵害リスク対策

技術系ベンチャーを創業する上で「知財戦略」は非常に重要です。事業化を見据えて自社の技術の特許化し、参入障壁を構築したり、権利を広くライセンスすることで市場拡大を図ったり、技術情報をノウハウとして秘匿化（ブラックボックス化）して競争優位を確保する等、様々な戦略が展開可能です。一方で、ビジネスにおいては他者の知的財産権に抵触・侵害しないことも非常に重要です。他者の権利を無断で使用することは違法であり、他者の権利に抵触・侵害した場合は、膨大な賠償金や事業の差止めを請求される可能性があります。そのため、事業開始前に慎重に調査を行う必要があります。もし、他者の特許を抵触・侵害する可能性がある場合には、回避方法を検討したり、権利者からライセンス供与を受けたりすることもできます。

信州大学の教職員として創出し、特許出願・権利化した特許権に基づいて大学

発ベンチャーを設立する場合には、権利者である信州大学との間で特許の実施許諾に関する契約を締結する必要があります。当該特許権の発明者が設立したベンチャー企業であっても自由に実施できるわけではありません。特許権だけでなくソフトウェア等の著作物やノウハウ等の研究成果に基づいて大学発ベンチャーを起業する場合は、早めに知的財産・ベンチャー支援室にご相談ください。

技術系ベンチャーにとって、技術シーズは最も重要です。起業を考えている場合は、得られた研究成果について特許化の可能性を常に意識する必要があります。特許出願前に、学会やジャーナル等で発表したり、第三者に開示すると特許権を取得できなくなる可能性があります。このため、開発段階の技術シーズやアイデアを発表したり、試作品を第三者に見せたりする場合には、秘密保持契約を締結する等細心の注意が必要です。

自社の技術の特許化



信州大学の教職員として創出する場合

信州大学との間で特許の実施許諾に関する契約を締結する必要があります。

03 起業のかたち

法人の種類・特徴

起業して事業を行うには、法人を設立する方法と、個人として事業を行う方法（個人事業主）があります。

法人を設立する場合、株式会社をはじめとして、いくつかの種類があり、それぞれ特徴があります。ここでは、大学発ベンチャーとして設立されることが多い「株式会社」、「合同会社」、「NPO法人」の特徴について簡単に紹介します。

法人設立

株式会社

株式を発行して資金を集め、事業を行う法人で、営利事業であれば事業内容に制約はない。株式上場ができるのは株式会社だけであり、ベンチャーキャピタルから資金調達をするのに適していることから、多くの大学発ベンチャーが株式会社として設立されている。

合同会社

株式会社と比べると簡易な手続きで設立が可能で、有限責任である等、スモールビジネスに適した法人。営利事業であれば事業内容に制約はない。

NPO法人

特定非営利活動促進法に基づいて設立される法人で、対象となる活動が特定非営利活動（20分野）に限定。利益を目的とせず、関心のある社会課題の解決のために事業に取り組みたい場合に適した法人。

個人事業主

事業開始までの手続きが容易。
費用もかからない。
法人より信用力に欠ける。
事業に失敗した場合、全ての責任を負う必要がある。（無限責任）

04 資金調達について

投資・融資のメリット・デメリット

大学発ベンチャーを起業するにあたり、会社設立に必要な資金を自己資金だけでは準備できない場合には、第三者から資金を調達する必要があります。資金調達の方法には、主に融資と投資（出資）の2種類があり、それぞれのメリット・デメリットを理解した上で調達方法を決める必要があります。これ以外の資金調達方法として、国や地方自治体等の公的機関が提供する「助成金・補助金」や、新たな資金調達方法として活用されている「クラウドファンディング」等もあります。

投資（出資）

投資家から株式と引き換えに資金を調達する方法で、投資により得た資金に返済の義務はありません。投資家は、投資したベンチャー企業の将来的な成長を期待し、IPO や M&A の機会を通じて取得した株式を売却してキャピタルゲインを得ることを目的としています。ベンチャー企業の成長が株価の上昇に直接つながることから、投資家から様々な支援を得られることもあります。

その一方で、投資家に自社の株式を譲渡することで、株主として議決権を与えることになる点には注意が必要です。出資比率に応じて、経営への関与の度合いは高くなり、会社の経営方針に重大な影響を与えることもあります。このため、いつ、誰から、どれくらいの株価で、どれくらいの資金を調達するか慎重に検討する必要があります。

投資家には、ベンチャーキャピタル(VC)、エンジェル（個人投資家）等があります。

VCにも、独立系、金融機関係、事業会社系(CVC)、政府系等があり、それぞれが独自のスタンスで投資を行っています。

事業をより大きく成長させ、将来的に上場したいと考えているベンチャー企業にとって、VCから出資を受けることは効果的です。そのためには、具体性のある事業計画を策定し、自社の優位性や成長性を説明することが必要となります。

融資

金融機関等から必要な資金を借り入れる調達方法です。融資金額の元本に利息を付けて返済する義務が生じます。このため、安定した収益が見込める事業計画が立てられない場合は、融資を受けることは困難です。また、月々の返済が負担となり、十分な開発資金を確保できなくなるリスクもあります。その一方で、出資比率を下げずに済むことから、経営に関する自由度を維持したまま資金を確保することができ、調達コストも投資と比較して低いといったメリットもあります。また、金融機関から融資を受けた実績が社会的信用を高める効果も期待できます。

融資を行っている金融機関は、政府系金融機関(政策金融機関)、地方自治体(制度融資)、民間金融機関(銀行、信用金庫等)があります。

政府系金融機関(政策金融機関)は、政

府が経済発展、国民生活の安定等といった一定の政策を実現する目的で設立し、出資金のうちの多く(または全額)を政府が出資している金融機関の総称です。政府系金融機関の中でも、日本政策金融公庫は、創業企業への支援強化を通じた、地域活性化及び雇用創出への貢献を目的として、さまざまな創業支援メニューや融資制度を設けており、民間金融機関と比較して、低い金利、無担保、無保証で借り入れを行うことができます。

地方自治体(制度融資)は、中小企業等に対して、地方自治体が自身の資金を預託した金融機関の融資の紹介を行い、信用保証料や利率を補助することで融資を受けやすくして、利用者の負担軽減を図る制度です。融資を受けるには信用保証協会の保証が必要となります。地方自治体、信用保証協会、窓口となる金融機関にて手続きが必要となることから、申込みから融資実行までに時間を要するので、注意が必要です。その一方で、民間金融機関よりも低い金利で長期間の借入を行うことができ、自治体によっては無担保・無保証のメニューを用意していることもあります。

民間金融機関は、メガバンク、地方銀行、信用金庫、信用組合等の金融機関です。政府系金融機関や地方自治体(制度融資)と比較して、審査基準が厳しく、創業時に融資を受けることは、多くの場合難しいのが現状です。

資金調達の方法

投資(出資)

投資家から株式と引き換えに資金を調達

- 返済義務：なし
- 将来的に上場したい場合は効果的
- 株主として議決権を与えることに注意

融資

金融機関等から必要な資金を借り入れて調達

- 返済義務：あり
- 経営の自由度を維持して資金を確保
- 安定した収益が見込める事業計画が必須

株式会社設立の手順

実際に株式会社を設立する手順について紹介します。参考にしてください。

STEP

1

基本事項の決定

商号、会社の目的、本店所在地、資本金の額、設立時発行株数、役員構成及び任期、決算期等の会社の基本事項を決定し、決定した基本事項をもとに発起人会議事録（※発起人が1名の場合は、発起人決定書）を作成します。



STEP

2

定款の作成

定款とは、会社経営に関する基本事項を定めた規約のことで、会社の憲法とも呼べるものです。株式会社の場合は、定款を3部（会社保管用原本、公証役場提出分、法務省提出分）作成します。



STEP

3

定款の認証

公証役場にて、定款の認証を受けます。定款の認証は、本店の所在地を置く都府県にある公証役場で行います。定款の認証には、発起人の実印及び印鑑証明書等が必要です。認証にかかる費用は、認証手数料3～5万円、収入印紙4万円（電子認証の場合は不要）です。



STEP

4

会社の印章の作成

登記の際に代表者印を届出の必要があることから、印鑑を作成します。代表者印（実印）や銀行印、角印（社印）を作成することが一般的です。



STEP
5**出資金の払い込み**

発起人は引き受けた株数に相当する金額を、金融機関に払い込みます。この払い込まれた口座の通帳の表紙、表紙裏（支店名、口座番号、口座名義人が記載されているページ）、振込記録のあるページをコピーします。これらのコピーとあわせて「払い込みを証する書面」を作成します。

STEP
6**設立時役員等の選任**

発起人は、出資の履行が完了したら、遅滞なく設立時役員等を選任する必要があります。発起人の議決権の過半数により設立時取締役（監査役を置く場合には設立時監査役もあわせて）を選任します。取締役が複数いる場合には代表取締役を決定し、「代表取締役選任決議書」を作成します。なお、あらかじめ定款にて役員、代表取締役を定めている場合には、これらの手続き及び書面は不要です。設立時取締役・監査役は、選任された後、遅滞なく設立事項の調査を行い、法令違反、定款違反、不当な事項があった場合は発起人に通知します。

STEP
7**登記申請**

「株式会社設立登記申請書」「登録免許税の収入印紙貼付台紙」「定款」「設立時取締役の就任承諾書」「取締役の印鑑証明書」「払い込みを証する書面」「印鑑届書」等の必要書類を作成し、本店所在地の法務局に設立登記の申請を行います。設立登記における登録免許税は、資本金の1000分の7の額（15万円に満たない場合は15万円）です。申請内容に不備がなければ、7～10日程度で登記完了となります。

STEP
8**設立後の手続き**

登記完了後、税務署、県税事務所、市町村、年金事務所等への書類の提出が必要となることから、遅滞なく行う必要があります。





発行・相談窓口

信州大学 学術研究・産学官連携推進機構 (SUIRLO)
知的財産・ベンチャー支援室 ベンチャー支援グループ
松本キャンパス 信州地域技術メディカル展開センター 203
TEL : 0263-37-2037 (内線 : 811-2062)
E-mail : venture@shinshu-u.ac.jp 2023年3月発行